

該当箇所				質問者	ご意見・ご質問の内容	回答																				
NO	資料	ページ	項目																							
1	1	1	No.1 アンケートの調査対象	榎尾委員	q. 00=ご質問、o. 00=ご意見 【榎尾委員q. 01】アンケート集計の担当課や対応人数を知りたい。	アンケートの集計は、外部事業者に委託しております。対応人数については、確認中です。																				
2	1	参考資料	加賀市内の被害状況について	榎尾委員	【榎尾委員q. 02】避難所設置までの経緯を知りたい	地震発生直後、津波警報が発令され、かつテレビ等で高台への避難を促されたことにより、自主的に避難する方が多数いました。 津波警報の解除がしばらくなかったこと、自主的に避難した方が、帰宅せず多数いたことから、自主避難所を開設しました。 1月2日10時に、津波に対する勧告がすべて解除となったことで、避難者の多くは帰宅し、1月2日13時半時点で、自主避難所は3箇所のみでの開設となりました。																				
3	2	31	第2部第2章1(2)③ 防災・防犯対策の推進 No.1 地域見守り支えあいネットワーク事業	谷井委員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>◎地域見守りNW</th> <th>平成31年(目標)</th> <th>令和2年(実績)</th> <th>令和3年(実績)</th> <th>令和4年(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数</td> <td>3,200⇒3,600人</td> <td>2,476人</td> <td>2,431人</td> <td>2,401人</td> </tr> <tr> <td>内、障がいのある方</td> <td>?</td> <td>642人</td> <td>610人</td> <td>585人</td> </tr> <tr> <td>障がい者登録率</td> <td>?</td> <td>15.7%</td> <td>14.9%</td> <td>14.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・現状の本「見守り支えあいネットワーク」事業は、万が一の災害発生時に機能するとお考えでしょうか、さらには人的調査・データベース登録・更新等、毎年のシステム維持投入費実態をお教え下さい。 ・極々一部の認知とその登録、その登録数の推移もじり貧。見守り支える人的体制と維持も含め、抜本的な見直しが必要かと、機能する具体的な方策をお聞かせください。(他のモデル自治体の事例も含め)</p>	◎地域見守りNW	平成31年(目標)	令和2年(実績)	令和3年(実績)	令和4年(実績)	登録者数	3,200⇒3,600人	2,476人	2,431人	2,401人	内、障がいのある方	?	642人	610人	585人	障がい者登録率	?	15.7%	14.9%	14.4%	(資料1のとおり)
◎地域見守りNW	平成31年(目標)	令和2年(実績)	令和3年(実績)	令和4年(実績)																						
登録者数	3,200⇒3,600人	2,476人	2,431人	2,401人																						
内、障がいのある方	?	642人	610人	585人																						
障がい者登録率	?	15.7%	14.9%	14.4%																						
4	2	31	第2部第2章1(2)③ 防災・防犯対策の推進 No.1 地域見守り支えあいネットワーク事業	榎尾委員	<p>【榎尾委員q. 03】地域見守り支えあいネットワークの進捗状況は？ 【榎尾委員q. 04】登録者名簿の共有率を知りたい</p> <p>以下は榎尾委員の提言 【榎尾委員o. 01】障害別自助・共助マニュアルの作成 (各種団体) 【榎尾委員o. 02】公助 Manualの作成と、市民の共有化</p>	<p>市内における地域見守り支えあいネットワークの対象となる方は8,681人で、登録者(地域の支援者への情報共有に同意されている方)は2,485人です。(令和6年2月現在) 登録されていない方の中には、年齢要件を満たしていても平常時の見守りが不要な方や、個人情報の提供を拒否される方などがいるため必ずしも全員に登録してもらうことは難しいというのが現状ですが、引き続き民生委員・児童委員による登録勧奨や広報等による制度周知を行ってまいります。</p> <p>名簿の共有率については、市内の町内会は96%(市内282町のうち271町)、地区社会福祉協議会は58.8%(17団体のうち10団体)となっており、そのほか消防、警察、民生委員・児童委員にも共有しております。</p>																				
5	2	31	第2部第2章1(2)③ 防災・防犯対策の推進 No.2 福祉避難所の円滑な設置・運営	榎尾委員	<p>【榎尾委員q. 05】福祉避難所の現状は？</p> <p>以下は榎尾委員の提言 【榎尾委員o. 03】福祉避難所への選定(トリアージュ)</p>	<p>加賀市内の福祉避難所協定締結数は令和5年4月1日現在で66施設あり、受入れ可能人数は概ね2,780人となっております。しかし、災害の規模によって福祉避難所を開設できない場合がありますので、実際はより少ない受入れ人数となります。</p> <p>今回の震災においては幸いにも開設に至りませんでしたが、引き続き福祉避難所協定施設向けの研修会や、加賀市総合防災訓練における福祉避難所開設・運営訓練を実施し、必要となった場合に迅速に対応できるよう努めてまいります。</p>																				

該当箇所				質問者	ご意見・ご質問の内容	回答															
NO	資料	ページ	項目																		
6	2	34	第2部第2章 2(1) 障がいのある 子どもの育成・教育	安田委員	障がいのある不登校児の学びの場というものは、現在の加賀市ではどこになりますか？	<p>教育総合支援センター（旧三木小学校）でおこなっています。</p> <p>不登校児童生徒等に対する支援をおこなうために、教育委員会が学校以外の場所において児童生徒の在籍校と連携をとりながら個別・集団指導をおこなっています。</p> <p>保護者から教育委員会に通室の要望があれば、教育総合支援センター内にある「のぞみ教室」に通室することができます。</p>															
7	2	37	第2部第2章2(2) 障 がい者雇用・就労	谷井委員	<table border="1"> <tr> <td>◎民間法定雇用率</td> <td>令和4年度</td> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> <td>令和8年度</td> </tr> <tr> <td>・厚労省・設定</td> <td>2.3%</td> <td>2.5%</td> <td>2.6%</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>・加賀市</td> <td>2.2%</td> <td>見通しは？</td> <td>見通しは？</td> <td>見通しは？</td> </tr> </table> <p>・全国レベル比較においても低率・未達が慢性的に推移。長年にわたる未達の要因と令和8年度2.7%達成に向けての改たな具体策をお教えください。</p> <p>・要因の一つとして、障がい者の目線と企業側の目線との大きな違い（溝）があり、双方の歩み寄りの努力がなければ解決されないでしょう。</p> <p>・企業側への助成金の上乗せや、双方を取り持つ支援コーディネーターおよび継続雇用に向けたジョブコーチ配置の強化を図ろうとする動きがあるようですが---</p>	◎民間法定雇用率	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	・厚労省・設定	2.3%	2.5%	2.6%	2.7%	・加賀市	2.2%	見通しは？	見通しは？	見通しは？	(資料1のとおり)
◎民間法定雇用率	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																	
・厚労省・設定	2.3%	2.5%	2.6%	2.7%																	
・加賀市	2.2%	見通しは？	見通しは？	見通しは？																	
8	2	49	第2部第3章 1(1) 障がい福祉施 設入所者の地域以降 について	樫尾委員	<p>【樫尾委員q.06】なぜ施設入所者の地域生活への、6%移行を基本とするのか？</p> <p>また本市の現状は？</p>	<p>この障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成にあたり、国から基本的な方針「基本指針」が示されています。その基本指針に「施設入所者の地域生活の移行は、令和4年度末の施設入所者数の6%以上」と明記されており、この6%を具体的な人数に置き換えますと本市の場合「8人以上」となります。施設入所者の地域移行は、相談支援専門員とともに取り組む必要があり、相談支援専門員の現状を踏まえ、「令和8年度末時点で8人以上」は妥当な基準と考え設定しました。</p> <p>2つ目のご質問である本市の現状については、地域移行した施設入所者はいないのが状況ですが今後、地域移行を促進する「地域生活支援拠点等の整備」を進めながら、相談支援専門員とともに取り組んでいきます。</p>															
9	2	64	第2部第3章 2(4)相談支援	谷井委員	<p>・「相談支援の質を担保するためには、適正な人員の確保が必要」と毎期強調されていますが、①どのような資質人材を何人必要と考えているのか。②それに対して現状の人的配置状況をどのように評価（過不足）をされているのか、具体数値をお教え下さい。</p> <p>・障がい者に寄り添った継続的な支援（質の担保）を図る観点から、担当する件数は35件/月・配置とされている、それ以上となると「質の担保」が出来ないとの見解。（厚労省）。</p>	(資料1のとおり)															
10			その他	樫尾委員	<p>【樫尾委員o.04】 障害福祉サ-ビス事業所（訪問系）の拡充を要望</p> <p>【樫尾委員o.05】 視覚障害者の同行援護サ-ビスの緩和促進（事業所内での研修の伝達での利用可能）</p>	<p>訪問系の障がい福祉サ-ビス事業所の増設については、今年度1事業所が閉所いたしました。2事業所が新たに開設しております。</p> <p>同行援護サ-ビスに従事できるヘルパーについては、資格要件が決められているため、養成研修を受講したもから伝達を受けたとしても、認めることはできないことになっております。</p>															